



東御市・東御市社会福祉協議会では、身寄りのない高齢者などの方が、住み慣れた地域で最後まで安心して暮らせるように「終身サポート事業」を実施しています。日常生活のサポート、ご本人の意思や希望に沿った医療や福祉の利用支援、お亡くなりになった後の葬儀や必要な手続きの代行などを、福祉事業者、民間事業者、法律の専門職、地域住民のみなさんと一緒に進めます。



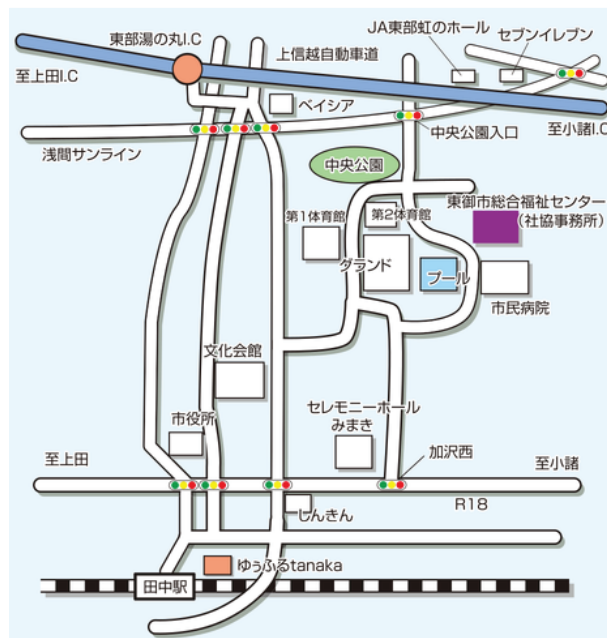
## 自分のことは自分で決められる 東御市をみんなで作っていきましょう



事業名：東御市持続可能な権利擁護支援モデル事業

実施主体：東御市

委託先：東御市社会福祉協議会



社会福祉法人  
東御市社会福祉協議会

〒389-0502  
長野県東御市鞍掛197 総合福祉センター内  
地域福祉係 権利擁護支援準備室

☎ 0268-62-2288 (直通)

MAIL: kenri@tomishakyo.or.jp

HP : https://www.tomisyakyo.or.jp

Facebook

HP



## 「終身サポート事業」

今の暮らしや、亡くなった後のことなど  
あなたの希望や思いを形にします

入院や入所の保証人がいない… 亡くなった後のこと、頼める人がいない…  
自分一人で、契約ごとの判断をするのが心配… 片付けは誰がやってくれるのかな…

身寄りがない（頼れる家族がいない、遠方で  
連絡がつかない）方も、最後まで東御市で  
暮らしていけるようお手伝いします

費用は分納や減額・免除の仕組みがあります

見守り

お金の管理

書類の預かり

契約の同席

入退院・入退所支援

死後事務委任

自分の意思で将来に備えたい



## 利用できる方

次のすべてに該当する方

- 東御市に住所があり、居住している方
- 頼れる親族がいない（身寄りがない）方
- 民間の終身サポート事業や法律の専門家との契約が難しい方
- 事業の契約内容を理解できる方
- ご本人がこの事業を希望し、現在および死後の準備をしたい方



**サポート内容と利用料**

申込金 30,000 (税込)  
 年間基本料 12,000 (税込)

・サービス利用料 1時間2000円

**・預託金**

葬儀・火葬・埋葬の費用、生前に使われた医療・福祉にかかる費用、賃貸住宅の家財処分の費用などは、東御市社協が「預託金」としてお預かりします

・その他、死後事務委任サービスには手数料が発生します

費用は  
 審査会の判断により、  
 分納や減額・免除の  
 仕組みがあります。  
 生活にお困りの方も  
 ご相談ください  
 ※預託金は、減免・免除  
 できません

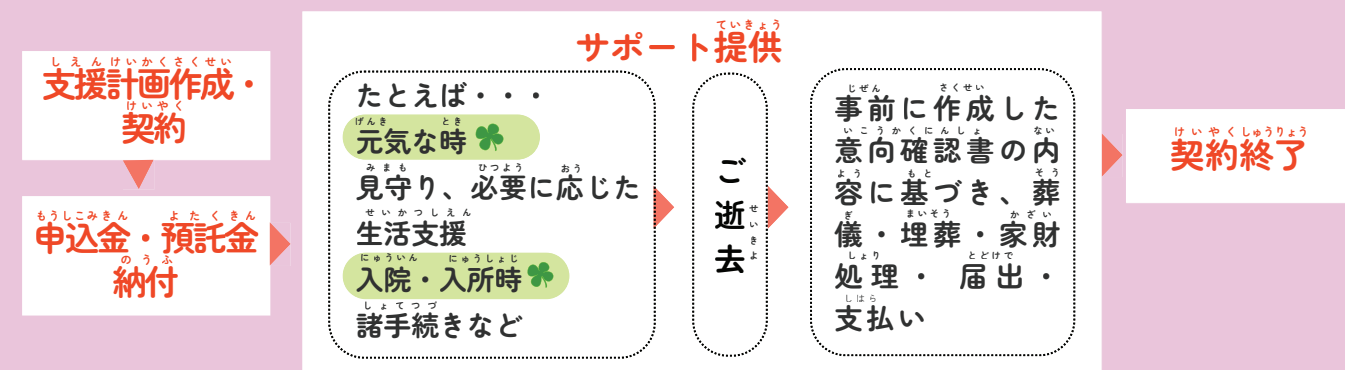
**ご利用までの流れ**

ご相談から契約まで (めやす: 1~2か月)



\*審査会は、法律や福祉の専門職や職員が委員になっています  
 秘密はお守りします

ご契約から終了まで



**基本サービス(無料)**

定期連絡等によるサービス

- ・月一回の訪問による安否確認と必要に応じた電話連絡
- ・本人を含めた、かかわる関係者との会議の開催 など

以下、利用出来るサービスの一例です  
 基本サービス以外に必要なサービスをお選びください

**日常生活サービス** 日々のくらしの困りごとにおこたえします

**日常的金銭管理**

- ・年金、福祉手当及び保険金の受領に必要な手続き支援
- ・税金、社会保険料及び公共料金の支払手続き など

1時間2,000円

**契約手続き支援**

- ・福祉サービスの契約手続きの支援 など

1時間2,000円

**入退院時等支援サービス**

入院や入所時に「身元保証人」や「身元引受人」がみつからない方に...

- ・入院入所前・中・後のサポート
- ・入院時の支払い など

1時間2,000円

**死後事務委任サービス**

お亡くなりになった後のことも、ご希望に応じて対応します

※預託金(手数料)は、その方の死後事務の内容に応じて変わります

- ・死亡直後の緊急対応
- ・葬儀・火葬・納骨の手続き

手数料  
20,000円

- ・行政官庁への届け出
- ・医療費・施設利用料・公共料金の収受機関等への連絡と必要な清算

手数料  
20,000円

- ・賃貸住宅の家財処分の実施、明け渡しに伴う諸手続き

手数料  
10,000円

